

テーマ : 最判令和2年7月9日について

損害賠償額の算定方法

- (1) 交通事故、医療過誤などの損害賠償額の算定については、従来の実務においては、まず、治療費・物損・通院費などの直接損害、慰謝料（精神的損害）、後遺症に基づく損害などの各費目に分けて算定する方式をとっている。このうち、慰謝料については、損害の程度によって定型化された金額を認める取り扱いとなっている。「後遺症」は、これ以上加療しても治癒しない傷病を言うが、後遺障害を生じたときには、定型化された後遺症慰謝料のほかに、後遺症による労働能力の喪失についての逸失利益（将来得べかりし利益の喪失による損害）が問題となる。
- (2) 逸失利益の具体的な算定方法としては、逸失利益の基礎となる収入額を定型的に算定し、自賠責保険における支給基準に基づく後遺障害による労働能力喪失割合を乗じ、更に「ライプニッツ係数」に基づき、就労可能期間までの中間利息を複利計算で控除する。この中間利息の控除の基礎となる利率は、従来は年5%（債権法改正後は年3%）の法定利率によるものとされている。したがって、例えば、逸失利益を就労可能期間50年とした場合、ライプニッツ係数は、18.2559となり、これに予想される年収減損額を乗じて逸失利益が算定され、支払総額は大幅に減額されることになる。

本判決の判示内容

- (a) 本件判決の事案は、交通事故時点で4才の男子に交通事故による脳挫傷を原因として高次脳機能障害（後遺障害2級：労働能力喪失割合100%）を生じた案件（過失割合は8：2）であるが、被害者（原告）は、67才まで月次の逸失利益（全労働者平均給与）の定期支払を求め、原審（札幌高裁）はこれを認容した。最高裁は、「交通事故の被害者が・・・逸失利益について定期金の支払を求めた場合、相当と認められるときは定期金による賠償の対象となる」として、18才から67才まで、月額36万円の定期払による賠償を認めた原審を認容した。なお、後遺症慰謝料は別途支払われている。
- (b) 本判決について上告人（保険会社等）は、被害者が67才前に死亡した場合、支払額が損害額を超過すると主張したが、被害者が死亡した場合、相続される将来債権につき、債務者から一時金に変更を求める裁判を提起し、一時金として相続の対象とすべしとの小池裕裁判官（第1小法廷裁判長）の補足意見がある。

実務上の留意点

損害賠償実務についての本判決の影響は極めて大であり、本件事案では保険会社の支払総額は従来の算定方法の約3倍に及ぶことになる。そのため定期金の支払を命じる判決が増加すると、保険金の大幅な増大を招き保険料が高額化するおそれがある。この点、上記の補足意見は、被害者死亡に伴って定期金払を一時金払に変更可能であるとしており、本判決も被害者が高度の後遺障害を発症しながらも生存している場合を念頭においているのではないかとと思われるが（相当と認められるとき）、また、定期金債権債務の会計上・税務上の問題も生じると思われ、今後、本判決の射程について注視する必要がある。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.74 は、「リモート株主総会について」(20C29)の予定(2020/10 発行予定)としております。

以上